

キープ・フォレスト・スタンディング 森林&人権方針ランキング2022



はじめに: 気候カオスを回避する最善の「防御手段」である 森林が破壊されている

世界中の清潔な水から呼吸に必要な空気まで、森林は地球上の生命の基盤である。世界で気候変動の影響の深刻化が進む中、森林は私たちの最善かつ最後の防御手段のひとつである。特にインドネシア、コンゴ盆地、アマゾンに残っている世界最大の熱帯林地域は、地球規模の気候変動や生物多様性の危機を低減するとともに、森林とその周辺に住む何百万人もの人々の生活を支えるという、かけがえのない重要な役割を担っている。¹

先住民族や地域コミュニティは何世代にもわたって熱帯林を上手に管理してきた。ところが、森林もコミュニティも絶え間ない脅威にさらされている。インドネシアをはじめ世界各地で、先住民族の人々は自分たちの土地管理を保持するために、商業伐採やアグリビジネスのため土地に侵入しようとする企業とたたかい、その過程で深刻な脅威や被害に直面している。2パーム油、紙パルプ、牛肉、大豆、カカオ、木材製品などの産品のために、かけがえのない熱帯林が日々焼かれ、皆伐され、ブルドーザーでさら地にされている。3多国籍消費財企業はこうした産品に対する需要を生み出し、世界中の大手銀行から多額の資金が森林破壊に流れている。

熱帯林破壊は人間と地球にとってまさしく生存に関わる脅威である。森林破壊によって気候変動の危機は著しく悪化し、多数の生物種が絶滅の危機に追い込まれる。消費財企業と銀行は、そのビジネスモデルが森林や地域コミュニティに与える影響について説明責任を果たすべきである。取引先企業、供給業者、顧客企業の事業を含め、森林を破壊する製品を生産し、世界中の市場へと出荷しているサプライチェーン全体を変える必要がある。確かに改善は見られるがその速度は遅く、一部のサプライチェーンに限られている。林業やアグリビジネス関連の無責任な企業と取引している消費財企業と銀行は、熱帯林と先住民族、地域コミュニティが直面する危機に加担し続けている。4

未来のために、森林を守り、先住民族と地域コミュニティの権利を尊重しなければならない。私たちには森林破壊を止める力がある。

消費財企業と銀行の評価

「キープ・フォレスト・スタンディング:森林と森の民の人権を守ろう」キャンペーンは、熱帯林破壊と人権侵害を助長している最も影響力のある企業に対し、 森林とコミュニティに利する行動を実際に起こすことを求めるものである。対象企業は、世界中の森林破壊を助長している各セクターで経済的影響力の強い 企業である。例えば、対象消費財企業が全容を報告している唯一の産品5であるパーム油を例にとると、2020年には以下の対象消費財企業全体で世界市場 のほぼ5%に相当する330万トン超のパーム油を購入している。6

多国籍消費財企業:

- コルゲート・パーモリーブ
- フェレロ
- 花王
- マース
- モンデリーズ

- ネスレ 日清食品
- ペプシコ
- プロクター&ギャンブル(P&G)
- ユニリーバ

大手銀行:

- ABN アムロ
- バンクネガラインドネシア(BNI)
- **CIMB**
- **DBS**

- 中国工商銀行 (ICBC)
- JPモルガン・チェース
- 三菱UFJフィナンシャル・グループ (MUFG)

2021年、レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)は、森林保護と人権尊重のために、各社が自社のサプライチェーン、投資、融資ポートフォリオ関 連で行った取り組み、あるいは行わなかった取り組みを評価し、ランク付けをした。そして2022年、各社の進捗状況を調査してランキングを更新し、どの企業・ 銀行が最も約束を守っていない「森林保護の違反企業」であるかを明らかにした。

対象の消費財企業や銀行の多くは、自社事業における「森林破壊禁止」を実現し、先住民族の人権尊重など様々なコミットメントを表明し、企業方針を採択 している。その中には、通称「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)というベストプラクティスに沿うよう方針を改善した例もある。2021年11 月に開催された第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)では、世界の首脳、企業、資金提供機関が2030年までに森林破壊を終わらせる、という非 常に高いコミットメントを表明した。残念ながら過去にも同様のコミットメントがあったが、信頼性に欠けていたり、政府や企業が実行に移さなかったり、ある いはその両方の理由で達成されていない。新しい誓約にも大きな欠陥がそのまま残っている。一部の誓約は「森林破壊禁止」とはっきり約束するのではなく、 目標を曖昧にして「森林破壊ネットゼロ」の達成とし、真の前進を妨げるものとなっている。また方針の中には、コミュニティの土地権を尊重することが森林破 壊を食い止める中心的な役割を果たすことを認識していないものもある。世界には、無意味なコミットメントをしたり、具体的な取り組みもなく過ごしている余 裕はない。

今回の評価の結果、多くの約束が表明され、かつ気候危機が悪化しているにもかかわらず、17社の大手消費財企業と銀行で森林リスク産品のサプライチ ェーンにおける森林破壊と人権侵害の助長への寄与に対処するための適切な措置を講じている企業は一社もないことがわかった。森林は減少し続け、何百 というコミュニティが伝統的な森林や土地を収奪され、皆伐された影響に苦しみ、労働者は虐待に直面し続けている。「キープ・フォレスト・スタンディング」キ ャンペーンは「紙の上での約束」以上の行動を要求している。



今回評価した消費財企業と銀行では、有名な消費者向け製品を含め、取引の流れが多種多様で、分散している。消費財企業は製品を製造するために森林 破壊を助長する各種産品を調達し、銀行は森林の皆伐や加工施設の建設に必要な資金を提供する。しかし今日までのところ、企業の事業に起因する森林破 壊を止める取り組みは、供給業者、投資先、金融機関の顧客企業に起因する被害の全容まで網羅できていないものがほとんどである。

「キープ・フォレスト・スタンディング」の採点表では、10の評価項目について対象の銀行や消費財企業を評価し、20点満点中18点以上で「A」評価となる。

「A」評価を受けた消費財企業や銀行は一社もなかった。 実際のところ、「合格点」に達した消費財企業・銀行は1社のみだった。

消費財企業や銀行が不合格となる主な理由は以下の4つである。

- 1 方針の中核に「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)の基準が盛り込まれていない。
- 2 方針が、取引相手である供給業者、投資先、顧客企業の全て、あるいは事業全体に適用されていない。
- 3 企業が調達や融資を行う可能性のある森林リスク産品の全てを方針の対象としていない。
- 4 NDPE方針を実施するためにとった行動、あるいはそのために定めた方法が強固なものではない。

計画は、それに伴う行動があってこそのものであることは言うまでもない。企業方針を実際に実行に移す明確な期限付き計画がないために低評価となることも珍しくない。取り組みが中途半端では、森林破壊や人権侵害が進み、気候変動が悪化の一途をたどってしまっても無理はない。

「森林&人権方針ランキング2022」~森林破壊と人権侵害をもたらす企業と銀行~

RANでは、森林とコミュニティのために実際に行動を起こす取り組みが企業の事業全体を対象としなければならないという方法論を用い、熱帯林破壊や人権侵害を助長している最も影響力のある企業をランク付けしている。7 今年の評価は次の通りである。

	* 「森林破壊禁止、泥 炭地開発禁止、搾取 禁止(NDPE)方針	* NDPE方針 の範囲	取引先への NDPE方針採 用の義務化	* NDPE実施計画	***** NDPE遵守の 独立検証	** 森林フット プリントの 開示	*** FPICの証明	## 暴力や脅迫の ゼロトレランス (不容認)	## 強固なモニタ リングとデュ ーデリジェン スシステム	**** 森林破壊 の常習犯に 責任を取ら せる	総合評価
COLGATE-PALMOLIVE	Υ	Р	Р	N	N	Р	N	N	Р	N	D
FERRERO	Υ	N	N	N	Р	N	N	Р	Р	N	D
Kao	Y	Р	Р	N	N	Р	N	Р	N	N	D
MARS	Y	Р	N	Р	N	N	N	Р	Р	N	D
Mondelez	Υ	N	Р	N	N	N	N	N	Р	N	不可
Nestle Nestle	Y	Р	N	Р	N	Р	N	N	Р	Р	D
NISSIN	Υ*	N	N	N	N	Р	N	N	Р	N	不可
PEPSICO	Y	Р	Р	N	Р	N	Р	N	Р	N	D
P&G	Y	N	N	N	N	N	N	Р	Р	N	不可
Unitarer	Υ	Υ	Y	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	С
	「森林破壊禁止、泥 炭地開発禁止、搾取 禁止(NDPE)方針	NDPE方針 の範囲	取引先への NDPE方針採 用の義務化	NDPE実施計画	NDPE遵守の 独立検証	森林フット プリントの 開示	FPICの証明	暴力や脅迫の ゼロトレランス (不容認)	強固なモニタ リングとデュ ーデリジェン スシステム	森林破壊 の常習犯に 責任を取ら せる	総合評価
ABN-AMRO	Y	Y	Р	N	N	N	N	N	Р	Р	D
™ BNI	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	不可
CIMB BANK	N	N	N	N	N	N	N	N	Р	Р	不可
⊠DBS	Y	Р	N	Р	N	N	N	N	Р	Р	D
JPMorgan Chase & Co.	Y	N	N	N	N	N	N	N	Р	N	不可
ICBC 📴	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	不可
MUFG	Y	N	Р	N	N	N	N	N	Р	N	不可

*「<u>日清食品グループ 持続可能な調達方針」</u>では「、NDPE (No Deforestation、No Peat、No Exploitation = 森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ) を支持」と述べているが、供給業者が遵守すべき明示 的な要求事項が示されていない。レインフォレスト・アクション・ネットワークが提供した提言に沿って、NDPE方針をさらに強化することが求められる。

第一段階として、自社サプライチェーンと投融資から森林破壊および人権侵害を停止するための方針を採用したか。
自社事業が森林と地域や先住民族のコミュニティの権利に与える影響の全容を公表したか。
暴力的行為を未然に防ぎ、地域および先住民族コミュニティの権利がしっかりと尊重されることを保証しているか。
取引先(供給業者および投融資先企業)が森林保護と人権尊重の自社方針に違反していることが判明した際、調達や資金提供といったビジネスの業務実態を実際に変えているか。
顧客に対して、取引先(供給業者および投融資先企業)が自社方針を遵守していること証明することができるか。



ポントと場言

評価対象17社のうち、最も取り組みが遅れている銀行と消費財企業

- » 「不可」評価の銀行: BNI、CIMB、ICBC、JPモルガン・チェース、三菱UFJフィナンシャル・グループ (MUFG)
- » 「不可」評価の消費財企業: 日清食品、モンデリーズ、プロクター&ギャンブル(P&G)

評価の結果、17の消費財企業・銀行のうち、森林破壊や、今も続く土地収奪、地域及び先住民族コミュニティへの暴力の関与に対処するための適切な措置を講じている企業は一社もなく、一部の銀行と消費財企業が同業他社よりも取り組みが遅れていることがわかった。特に、BNI、CIMB、ICBC、プロクター&ギャンブル(P&G)、モンデリーズ、日清食品は、森林リスク産品のサプライチェーン内の森林破壊と人権侵害をなくす方針と行動の採択・実施で遅れをとっている。

世界の主要銀行は、森林破壊や人権侵害を助長している顧客企業への融資を続けている。今回評価した7行は、2016年のパリ協定以降、インドネシア、コンゴ盆地、アマゾンの三大熱帯林地域で事業を展開する森林リスク産品企業に少なくとも225億米ドルを提供している。その中で最も巨額を提供したのがJPモルガン・チェース(69億米ドル)、次いでMUFG(40億米ドル)だった。8 同様に消費財企業も、地域コミュニティの慣習的権利を依然として侵害し、森林破壊の要因となっている生産者から調達を行っている供給業者と取引を停止するには至っていない。9

「特に、BNI、CIMB、ICBC、プロクター&ギャンブル(P&G)、モンデリーズ、 日清食品は、森林リスク産品のサプライチェーン内の森林破壊と人権侵害を なくす方針と行動の採択・実施で遅れをとっている」



「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)方針の採用にわずかに前進が見られる銀行や消費財企業は増えてきている。しかし、森林リスク産品のサプライチェーンが、最後に残されている世界の森林に与える影響や、商業伐採や農業拡大から自分たちの土地を守っている先住民族やコミュニティの権利に対して与える影響に対処するのに必要な速度には程遠いものである。

プロクター&ギャンブル(P&G)、フェレロ、日清食品、MUFG、JPモルガン・チェースなど、遅れを取っている消費財企業や銀行が発表した新しいNDPE方針には大きな抜け穴があり、その効果が限定的であるという重大な問題がある。例えば、消費財企業や銀行のNDPE要件が単一の森林リスク産品のみ、あるいはサプライチェーンの一部のみに限定されるという抜け穴は共通している。

昨年の評価が最も低かった銀行の中には、方針を改善した銀行もある。MUFGとJPモルガン・チェースは、パーム油について部分的なNDPE方針を出していた。しかしパーム油の貿易業者にはNDPE方針の遵守義務を課しておらず、また紙パルプや牛肉など、NDPE基準の対象とすべきパーム油以外の森林リスク産品セクターへの融資にも対応する方針になっていない。マレーシアの銀行CIMBもNDPE方針を発表した。しかしこの発表では、どの産品を対象とするのかが具体的に明らかにされていなく、方針の実施時期も示されていない。

昨年の評価が最も低かった消費財企業の中にも、方針を改善した企業があった。コルゲート・パーモリーブ¹⁰、フェレロ¹¹、花王¹²がその例だが、これらの企業といえどもまだ多くの評価項目における対応は不十分である。産品の垣根を超えてNDPE方針をしっかりと採用している項目で満点を獲得した唯一の消費財企業は今年もユニリーバのみである。¹³ その影響力を考えると、今回の評価対象となった消費財企業・銀行全社がNDPE方針を採用、実施すれば、森林リスク産品のサプライチェーンの大変革となり、アグリビジネスによる森林破壊、大量の温室効果ガスの排出、人権侵害の横行はもはや許容されないという方針転換の第一歩になるだろう。

この1年間で見られた前向きな傾向の一つとして、対象消費財企業の半数が自社の森林フットプリントを評価し、開示する取り組みを開始したということである。ネスレ¹⁴、ユニリーバ¹⁵、コルゲート・パーモリーブ¹⁶は、インドネシアの一部の地域について森林フットプリント(企業が土地と地域コミュニティに影響を与える総面積)の最初の分析結果を発表した。また前記の企業以外にも、森林リスク産品を購入する日本の大手2社も含め、森林フットプリントの発表を約束している企業が数社ある。花王は2023年に森林フットプリントの公表を約束し、日清食品は2030年に向けて森林フットプリントの段階的開示に取り組んでいる。¹⁷ ネスレは唯一、自社の全世界の森林フットプリント、つまりインドネシア、コンゴ、アマゾンの三大熱帯林地域の複数の産品について自社の影響全体の開示を約束している。同社はその開示について2023年末を目標に掲げている。¹⁸ プロクター&ギャンブル(P&G)、モンデリーズ、フェレロ、マース、ペプシコも早急に同様の取り組みをするべきである。

森林破壊を止め、気候変動を抑制するという目標の達成には、慣習的権利を尊重する必要があるという認識が高まりつつある。先住民族と地域コミュニティ (IPLC)の土地権の確保には多くの利点があるが、IPLCが管理する土地のほとんどが重要な炭素吸収源である点と、IPLCがあることで初めて、世界がパリ協 定やその後のCOP合意で定められた気候目標を世界が達成できるという点である。19 こうした世界的な認識があるにもかかわらず、消費財企業や銀行が顧客 企業、供給業者、投資先に対して、先住民族の基本的権利である「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」の尊重(FPIC原則)の証明を求めていないことが今回の評価で明らかになった。

現在までのところ、慣習地の開発に対して先住民族や地域コミュニティがFPICを与える、または拒否する権利を尊重する手続きを公表している消費財企業や銀行はひとつもない。

ロイヤル・ゴールデン・イーグルの責任を追及できない消費財企業と銀行

この1年、消費財企業や銀行には、顧客企業、供給業者、投資先に対して、先住民族の基本的権利である「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」の尊重 (FPIC原則)の証明を求めていないという絶対的な落ち度があった。こうした不作為により、消費財企業や銀行は、先住民族や地域コミュニティの権利を侵害している供給業者や顧客企業の責任を追求することができず、破壊的な結果がもたらされている。

その一例として、消費財企業と、銀行のMUFGとABNアムロが、ロイヤル・ゴールデン・イーグル・グループ (RGE)という問題のある林業・アグリビジネス企業の一部、またはそのコントロール下にある企業への調達や融資を停止していないことが挙げられる。RGEは、北スマトラの先住民族パルガマナン・ビンタン・マリアのコミュニティに対する継続的な権利侵害に関与しているパルプ企業トバ・パルプ・レスタリ(TPL)の関連会社であるとともに、20インドネシアのパーム油・紙パルプ部門での継続的な人権侵害、泥炭地開発、森林破壊に関与している企業である。21

インドネシアやブラジルなど、森林リスクの高い産品を生産している主要地域では、市民社会のスペースが縮小し、先住民族コミュニティが直面する脅威は増す一方である。世界の人権擁護者(HRD)への攻撃を追跡しているビジネスと人権リソースセンターは、2021年だけで615件の事例を記録している。アグリビジネスは依然として最も暴力的なセクターの一つであり、攻撃事例の件数は鉱業に次いで2番目に多い。22 このような懸念すべき流れを受けて、銀行や消費財企業に対して、人権擁護者に対する暴力、(批判者を犯罪者とする)不当告発、脅迫を決して容認しない「ゼロトレランス」(不容認)方針を採用するよう再三要請している。昨年はこの危機に対する認識に一定の進展が見られ、消費財企業3社が新たにゼロトレランスのコミットメントを表明した。23 ユニリーバは人権擁護者のための方針の発表を予定しており、その方針は世界中の消費財メーカーにとって新たな先例となるものと思われる。しかし、銀行は7行とも人権擁護者が直面している危機の高まりに対応できていない。

「現在までのところ、慣習地の開発に対して先住民族や 地域コミュニティがFPICを与える、または拒否する権利を 尊重する手続きを公表している消費財企業や銀行はひとつもない」



今回の評価の結果、森林破壊や人権侵害の撲滅に関する消費財企業や銀行の主張は信頼できないことが明らかになった。なぜならばNDPE方針遵守を保証する、信頼できる第三者による検証の仕組みが欠如しているからだ。今でも消費財企業や銀行は、遵守状況の第三者検証について認証制度に過度に依存している。現在、消費財企業ではNDPE方針の第三者検証のベストプラクティスを定義するいくつかの取り組みが進められているが、まだ確定も実施もされていない。

こうした取り組みを阻んでいるのが、消費財企業は自社の購入するあらゆる原材料の供給元を特定できるわけではないという現実である。対象産品が、熱帯林や泥炭地を保護し、人権を守っている企業が生産しているものであることを確認する際には、この基本情報(供給元)をまず始めに押さえる必要がある。この一年、トレーサビリティや供給業者リストの開示の面でいくつかの改善が見られたが、パーム油、紙パルプ、牛肉、大豆のサプライチェーンにおける各消費財企業の影響を完全に把握するには今以上の透明性が必要である。24

企業と遠隔地にまで及ぶ サプライチェーンは資金提供する銀行とともに、森林破壊を助長し、目先の利益を上げる為に土地権や人権の侵害を無視し、気候をさらに不安定にしている。

消費財企業と銀行はさらなる人権侵害と森林破壊を防ぐために、実質的な行動をとらなければならない。レインフォレスト・アクション・ネットワークは上 記企業に、森林を守り、先住民族の権利を今すぐ守るよう求める。

> 消費財企業と銀行はさらなる人権侵害と森林破壊を防ぐために、 実質的な行動をとらなければならない。 レインフォレスト・アクション・ネットワークは上記企業に、 森林を守り、先住民族の権利を今すぐ守るよう求める。



レインフォレスト・アクション・ネットワークは、熱帯林の破壊と人権侵害を助長している これらの影響力のある有力企業各社に対し、以下の措置を講じ、森林とコミュニティに 利する行動を実際に起こすよう呼びかけている。

森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止 (NDPE)方針の採用

- ※ 森林リスク産品のあらゆるサプライチェーンにおけるNDPE方針の達成とその証明の計画を期付きで 策定し、公表すること
- » 全ての取引先に対して方針採用を義務化すること

» 森林フットプリントとモニタリングシステムの開示

- » 森林、泥炭地、先住民族や地域コミュニティの人権 に自社事業が与える総面積を開示すること
- » 森林と泥炭地のモニタリング・対応システムを確立 すること

» 暴力と人権侵害の防止

- » 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」 (FPIC)の権利尊重を検証するために、人権モニタリング (監視)とデューディリジェンス(相当の注意による適正 評価)システム、現場調査に基づく方法を構築すること
- » 土地権の擁護者に対する暴力、不当告発、脅迫、殺害を 防止するために、そのような行為を決して容認しない「ゼ ロトレランス」(不容認)手順を制定すること

» 森林破壊の常習犯に責任を取らせる

» 森林破壊や人権侵害に加担する取引相手企業との事業 取引を停止する際の手順を開示し、同プロセスを一貫し て実施する

» 取引先(供給業者と投融資先企業)における方針遵守の証明

- » NDPE方針遵守の独立検証を行ない、進捗状況を開示すること
- » 実効性のない認証制度を頼りにしないこと

脚注

- 1 Forest Peoples Programme. "Forest Peoples: Numbers Across the World" Forest Peoples Programme. 2012.
- 2 レインフォレスト・アクション・ネットワークのインドネシア先住民・地域コミュニティについて発表された事例を参照。ジャンビ州のルブク・マンダルサ、北スマトラ州のパルガマナン・ピンタン・マリア、アチェ州のブニン。
- 3 World Resources Institute. "Commodities" Global Forest Watch. 2020. レインフォレスト・アクション・ネットワーク「LeuserWatch.org」。レインフォレスト・アクション・ネットワーク"Brands and Banks Continue to Fuel Fires Despite the Climate Crisis" (気候危機にもかかわらず火に油を注ぎ続ける消費財企業と銀行) 2021年10月。
- 4 レインフォレスト・アクション・ネットワーク「キープ・フォレスト・スタンディング: 森林と森の民の人権を守ろう 日本語要約版」2020年5月。
- Roundtable on Responsible Palm Oil, "<u>Annual Communication of Progress (ACOP)</u>," ACOP Progress Reports for Colgate-Palmolive, Ferrero, Kao, Mars, Mondelêz, Nestlé, Nissin Foods, PepsiCo, Procter & Gamble, and Unilever, 2020.
- Hannah Ritchie and Max Roser.- "Forests and Deforestation". Published online at OurWorldInData.org. Retrieved from: 'https://ourworldindata.org/forests-and-deforestation' [Online Resource].
- 7 レインフォレスト・アクション・ネットワーク「キープ・フォレスト・スタンディング:森林&人権方針ランキング2021」2021年4月。
- 8 「森林と金融 データベース」2022年5月12日閲覧。
- 9 レインフォレスト・アクション・ネットワーク「コミュニティの権利を守る:森林は私たちの一部」
- 10 Colgate-Palmolive. "No Deforestation Policy" Accessed on 12th May, 2022
- 11 Ferrero. Cocoa Charter. Accessed on 12th May, 2022
- 12 花王「<u>2022年の活動</u>」(2022年6月1日閲覧)。
- 13 Unilever. <u>People and Nature Policy</u>. Accessed on 12th May, 2022. ユニリーバの方針は、企業グループの<u>アカウンタビリティ・フレームフーク・イニシアチブ</u>の定義に言及している唯一の方針である。
- 14 Nestlé. "Palm Oil Forest Footprint Report Aceh." Accessed on 12th May, 2022
- 15 Unilever. "Forest Footprint Report Aceh." Accessed on 12th May, 2022
- 16 Colgate-Palmolive. Colgate North Sumatra Forest Footprint Disclosure." Accessed on 12th May, 2022
- 17 日清食品「<u>持続可能な調達</u>」(2022年5月22日閲覧)。花王『2022年の活動』(2022年6月1日閲覧)。
- 18 Nestlé. "Forest Positive Strategy." and "Responsible Palm Oil Sourcing." Accessed on 12th May, 2022
- 19 Forest Declaration Assessment. "Sink or Swim: How Indigenous and community lands can make or break nationally determined contributions." March 2022.
- 20 レインフォレスト・アクション・ネットワーク「コミュニティの権利を守る:森林は私たちの一部」
- 21 レインフォレスト・アクション・ネットワーク「コミュニティの権利を守る:森林は私たちの一部」、レインフォレスト・アクション・ネットワーク "Brands and Banks Continue to Fuel Fires Despite the Climate Crisis"、2021年10月。
- Business and Human Rights Resource Centre. "Human Rights Defenders & business in 2021. Protecting the rights of people driving a just transition." April 2022.
- 23 Mars. Mars Statement on Human Rights Defenders. Accessed on 16th May, 2022. Ferrero. Cocoa Charter. Accessed on 花王「2022年の活動」(2022年6月1日閲覧)
- 24 日清食品「ミルリスト(2021年版)」(2022年5月12日閲覧)。





Rainforest Action Network

425 Bush Street, Suite 300 | San Francisco, CA 94108 | RAN.org

RAN日本代表部

東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-11-4F | <u>Japan.ran.org</u>

写真: Nanang Sujana / RAN 発行: 2022年6月